

# 穴師の原義に関する一考察

長 見菜子

はじめに

『万葉集』や『古今和歌集』を始めとする和歌集には、「アナシ」という語が詠み込まれた歌が多々見受けられる。<sup>注1</sup>

痛足川 川波立ちぬ 卷向の 弓月が岳に 雲居立てるらし

（『万葉集』巻第七 一〇八七）

卷向の 穴師の山の 山人と 人も見るがに 山かづらせよ

（『古今和歌集』巻第二十 一〇七六）

大和国の卷向一帯を指す地名と解釈するのが一般的だが、この名を冠するものが散見されることから、それらの詳細を解明する一助とすべく、研究者によって原義の明瞭化が図られてきた。垂仁紀三十九年冬十月条の一書に登場する「大穴磯部」も、アナシの名を冠する品部である。原義が未詳であるためか、大穴磯部は他の品部と比べると不明瞭な印象がある。

大穴磯部の比較対象としては、同じ〈穴〉の字を冠する「穴穂部」が注目される。大穴磯部と同様に性格の詳細は明らかでないが、西宮一民や亀井輝一郎が穴穂の原義解明に一石を投じ、穴穂部と所縁のある穴穂皇子が鉄に深い関わりを持つ人物であることを指摘している。<sup>注2</sup> 両者の指摘に鑑みただ上で、筆者は〈穴穂〉という言葉・地名が孕む寓意や歴史性が、物語伝承の展開や構成に影響を与えている可能性を見出した。<sup>注3</sup>

穴穂とアナシの類似性に着目した西宮は、アナシの字義を参考に穴穂の原義を検討し、穴穂皇子に秘められた寓意性や物語叙述の特徴を導き出すことに成功している。故に、アナシの原義を考証することは、この語にまつわる物語伝承を分析する際の一助になり得ると考える。

なお、アナシに関する論考の多くは、奈良県桜井市大字穴師に鎮座する「穴師坐兵主神社」を調査の対象としている。当社社は『延喜式』巻九の神名帳において城上郡三十五座の一つに数えられ、現在は「卷向坐若御魂神社」及び「穴師大兵主神社」

と共に祀られている。<sup>注4</sup>『播磨国風土記』飾磨郡安師里条には、

「右、安師と称ふは、倭の穴无の神の神戸と託きて仕へ奉る。故、穴師と号く。」と記されており、『風土記』編纂の時分において、穴師坐兵主神社の祭神が「穴師神」と称されたことが読み取れる。<sup>注5</sup>穴師神の実態に関しては未だ定説が無いが、その性格を詳らかにすることは、アナシの原義を理解するために必要であると考ええる。

他に、穴師の神の祭祀に関わると見られる「山人」の存在も注目される。前掲した『古今和歌集』一〇七六番歌が採り物の歌であることから、山人が穴師神に奉仕した一端が窺える。

本稿においては、まず歌詞としての穴師が古代人にどのような受容されてきたのかを確認し、その上で先行研究における諸説の検証を進める。また、歴史的背景をふまえて穴師神と兵主神の有する性格を精査し、穴師神にまつわる山人像の確立に努める。それらの成果をもって、穴師の原義を明瞭化したい。以降、本稿では穴師坐兵主神社と穴師大兵主神社は区別せず、「穴師神社」の表記に統一する。<sup>注6</sup>便宜上「アナシ」は汎用性の高い「穴師」表記に統一するが、文献を引用する際はその表記に従う。また、引用文献の旧字体は新字体に改め掲載する。

## 一、歌詞としての歴史

和歌集における穴師の初出は『万葉集』である。『万葉集』においては前出の歌を含めて三首詠まれている。

巻向の 痛足の川ゆ 行く水の 絶ゆることなく

またかへり見む (巻第七 一一〇〇)

巻向の 穴師の山に 雲居つつ 雨は降れども

濡れつつそ来し (巻第一二 三一二六)

原文には異同があるが、地名が一致することから、同じ大和国の穴師の地を詠んだ歌であることは明白である。『万葉集』においては川や山に掛かる地名として扱われており、『古今和歌集』以後の和歌においても「巻向」や「弓月が岳」とともに、大和国桜井の地を想起させるために引かれている。用法に変化があったのは、『後拾遺和歌集』所収の和歌からである。<sup>注7</sup>

筑紫より上りける道に、さやかた山といふ所を過ぐとて

よみ侍りける

あなじ吹く瀬戸の潮あひに舟出してはやくぞ過ぐる

さやかた山を (巻第九 五三三 右大弁通俊)

「あなじ」は穴師の転である。詞書から、この歌が筑紫の地を背景に詠まれており、穴師が大和国の地名から独立した歌詞として用いられていることが理解できる。またその歌意から、この歌における穴師が海辺に吹く〈風〉を指していると読み取れる。藤原通俊は『後拾遺和歌集』を撰集した官吏・歌人であるが、同時期に出仕し接点があったと思しき者に、源俊賴が

る。俊頼は『俊頼髓脳』という歌学書の中で、「あなしといへる風あり、いぬるの風とかや。」という見解を示しており、穴師が西北風であると推察している。<sup>注8</sup>

通俊以後、俊頼や源顕仲が『堀河院百首和歌』において、<sup>注9</sup>

よもすがらあなし吹也 難波潟 塩蘆に浪の

花や咲くらむ

(冬十五首 寒蘆 九六六 顕仲)

あなし吹く 雄島が磯の 浜千鳥 岩うつ浪に

立ちさわぐなり (冬十五首 千鳥 九八四 俊頼)

と詠んでいるほか、俊頼の私歌集である『散木奇歌集』においても駿河国の清見関の歌詞として扱われていること<sup>注10</sup>から、俊頼らが有した価値観の波及によって、穴師を〈風〉を指す言葉とする解釈が確立したと推測される。後にその意義が転用されて、大和国穴師の地を背景にした歌にも風として詠まれるようになった。<sup>注11</sup>後述するが、この解釈は『和漢三才図会』や『八雲御抄』<sup>注13</sup>にも引き継がれ、柳田國男を筆頭とする研究者が提唱する一説となる。

その他特筆すべきこととして、『古今和歌集』一〇七六番歌と類似する歌が、『神楽歌』に採物の歌として採録されている<sup>注14</sup>点が挙げられる。

我妹子が 穴師の山の 山人と 人も知るべく

山躰せよ 山躰せよ (採物 二九 葛 本)

前掲歌とは初句が異なるが、古今集所収の形が古体だと考えられる。穴師の山に〈山人〉が住まう前提で詠まれた歌で、穴師の地と山人が非常に深い関係であったことを示唆している。山人に関する詳細は、本稿の終章において触れることにする。

## 二、原義に関する先行研究

以上の点をふまえて、先行研究を確認する。穴師に関する論考で最も著名なのは、柳田國男の「風位考」である。<sup>注15</sup>柳田は、アナジ（穴師）は感嘆詞の〈アナ〉と風を意味する〈シ（ジ）〉の複合語であり、予期せぬ西北風を示すと主張した。また、吉備の穴渡や長門国の旧名穴門のような地も、アナジの吹き荒れるような地形からの命名だと推測している。古典籍や各人の日記、地方調査を論拠としており、西北風が民間において穴師と呼称された実例があることは、穴師が風を指すことを示す有力な傍証だといえる。穴師を西北風と解する説は『俊頼髓脳』以来の主説であったが、柳田説は穴師の原義に新見を加えたという点で意義がある。

柳田説に準じ、穴師の原義を風だと解する研究者は多い。<sup>注16</sup>志賀剛は、和泉国の泉穴師神社の祭神が風神であることや、各地の穴師神社が強風域に鎮座する点に鑑みて、アナジはアラシ（嵐）の転であると主張し、穴師神社は強風を鎮めるために風神を祀った神社であり、垂仁紀三十九年条一書にみえる「大穴

磯部」は「風の祝部」だと推定した。着目すべきは、風の祝部である大穴磯部が、冶金の際に轡を司り、火勢を調整する役割を担ったと主張していることである。<sup>注17</sup>この点は穴師語源の異説と深く関わるため、後に詳述する。

烏谷知子は柳田説を支持し、穴師の語は風や地形に基づくとして述べた上で、穴師の地が「農耕生活に影響を与える風の祭祀に関わる場」であり、当地に祀られる穴師の神は農耕祭祀にまつわる神であったが、「風伯雨師」の信仰と蚩尤の伝承を介して兵主の神と結びつけられたと述べる。<sup>注18</sup>烏谷の指摘する通り、風の信仰と農耕祭祀には密接な関係がある。天武期に創始された竜田山の風祭を見ても、五穀豊穡のために風神を祀り暴風を静めた背景が窺える。蚩尤と兵主神に関する問題は三章で取りあげて考察する。

以上が穴師の原義を〈風〉と解する主な論考であるが、他方において穴師の原義を〈採掘師〉だと主張する研究者も散見される。香取秀真は、垂仁紀三十九年条一書の十箇の品部の性格に鑑みて、大穴磯部は武器をつくる材料を提供するために、穴を掘り鉱物を採取する集団だと推測した。<sup>注19</sup>

香取説に追従した大宮守誠は、『続日本紀』の記事を参考に穴師を砂鉄の採掘を行った者達だと解釈し、穴師の集団が守護神として奉斎したのが〈鉄（武器・利器）の霊〉である穴師神（兵主神）だと主張した。<sup>注20</sup>大宮が指摘した『続日本紀』の記事は以下の通りである。<sup>注21</sup>

九月辛卯。賜<sub>二</sub>四品志紀親王近江国鉄穴。

（卷三 文武天皇 大宝三年九月辛卯条）

戊子。令<sub>二</sub>近江国司禁断有勢之家専食<sub>一</sub>鉄穴。貧賤之民不得<sub>二</sub>採用<sub>一</sub>。（卷十四 聖武天皇 天平十四年十二月戊子条）  
甲戌。賜<sub>二</sub>大師藤原惠美朝臣押勝近江国浅井高嶋二郡鉄穴各一處。

（卷二十四 淳仁天皇 天平宝字六年二月甲戌条）

大宮はこの鉄穴を山肌に穴を開ける程度の小規模なものと考えているが、親王や太政大臣に貢進された事跡から、奈良時代における〈鉄穴〉は鉄を産出する場所の総称であったと推定される。『日本三代実録』貞観七年八月十五日条の「…大宰府言、対馬嶋銀穴在<sub>二</sub>下県郡<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>高山底<sub>一</sub>。穿<sub>二</sub>鑿岩<sub>一</sub>。堀入<sub>二</sub>卅許丈<sub>一</sub>。…」という記述からも、鉱石を採掘する場所を〈穴〉と称し、掘削して素材を入手していたことが窺える。

また穴師の語に関して、中国における「穴人」に通ずるとする指摘がある。<sup>注23</sup>『字通』等の漢和辞典において穴師と穴人は同義であると記されており、<sup>注24</sup>『大漢和辞典』はその典拠として『墨子』巻十四の「備城門」第五十二の記述「城四面四隅、皆為<sub>二</sub>高曆櫓、使<sub>二</sub>重室子居<sub>一</sub>。亦上、候<sub>二</sub>適、視<sub>一</sub>。亦備状、与<sub>二</sub>之進退左右所<sub>一</sub>移處。失<sub>二</sub>侯、斬<sub>一</sub>。適人為<sub>二</sub>穴而來、我亟使<sub>二</sub>穴師選<sub>一</sub>卒。迎而穴<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。…」を挙げている。<sup>注25</sup>敵が穴を掘って攻め来る場面において、穴師が卒を選別し、穴を掘らせて敵を迎え撃たせる戦法を記した箇所であるが、上記の内容から〈穴師〉と呼ばれ

る者が、穴を掘る者を選別する権利を有する、戦略の要をなす存在だと示される。

また『墨子』巻十四の「備穴」第六十二は同様の場面における詳細な戦術を記すが、敵を燻す為に穴の入口に設置された竈と橐（鑪）が抗戦の際に重要な役割を果たしており、鑪の操縦者は「必ず明らかに橐の事を習ふ者」でなければならずと明記されている。<sup>注26</sup> 備穴法を遂行する際には専門の踏鑪師が動員されたようだが、この踏鑪師は先述の〈穴師〉と関わる者と推測される。樋口清之によると、古代においては完全な分業体制ではなく、素材を採取する者が素材の鍛冶加工を兼業していたという。<sup>注27</sup> 『管子』における穴師は、採掘師と踏鑪師を兼任する者を指す言葉なのではないだろうか。いずれにせよ穴掘りに通じた者を示していることは明白であり、この用例は採掘師が語源である傍証になる。

他に挙げるべき説として、穴師のアナはシナを意味する（や）から転化したもので、穴師（弓月が岳）に兵主神社があるのは漢人がその近辺に在住して兵主神を祀った故だとする内藤湖南の説や、<sup>注28</sup> 穴師の穴を「たたら炉の穴」と解し、穴師神を踏鑪が神格化されたものと見なす山本博の説等があるが、概して〈強風説〉と〈採掘師説〉が有力である。志賀論考からも窺えるように、両説は親和性が高くその主張が重なる場合がある。兵主神に対する解釈や穴師の地に関する歴史認識も研究者によって異なるため、複雑化した上記の点を改めて整理する必要があるといえる。

### 三、兵主神（蚩尤）の性格

兵主神は「穴師坐兵主神社」を始めとする日本各地の兵主神社に祀られる神であり、概して外来神と見なされている。その根拠として、『史記』封禪書の記述が挙げられる。<sup>注30</sup>

於是始皇遂東遊海上、行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬。八神將自古而有之。或曰、太公以來作之。齊所謂為齊、以三天齊也。其祀絕莫知起時。八神、一曰天主。祠天齊。…（中略）…三曰兵主。祠蚩尤。蚩尤在東平陸監鄉、齊之西境也。…

秦の始皇帝が齊国で奉じられていた八神を祀ったこと、その中の一神が兵主と称されていることが分かる。「兵主として蚩尤を祀る」とあるが、蚩尤とは『史記』五帝本紀第一等に記される、中国の伝説的帝王である黄帝と戦い禽殺された人物（神）を指す。袁珂は、蚩尤の容貌や性格を次のように要約する。<sup>注31</sup>

…蚩尤には兄弟があわせて八十一人か七十二人いたが、いずれもきわめて獍猛な姿をしており、銅頭鉄額で、獸身であるが、人のことばを解した。…（中略）…蚩尤は、奇怪な姿をしていただけでなく、食べるものもいっそう奇妙であった。砂、石、鉄を常食にしていた。また、さまざまな兵器を作るのに秀でていて、鋭利な矛、鋭利な戟、巨大な

斧、堅固な盾、軽快な弓矢……これらすべて蚩尤が作ったものである。：

蚩尤が奇怪な容貌を持つ、特異な存在であったことが確認できる。着目すべきは、「銅頭鉄額」や「砂、石、鉄を常食にしていた」といった金属・鉱石にまつわる伝承が目立つことである。これらの伝承は、宋代の書物『太平御覽』巻七九に逸文として残る『龍魚河図』の記述「又曰黄帝撰政前有蚩尤兄弟八十一人並獸身人語銅頭鉄額食沙石子造立兵杖刀戟大弩威振天下誅殺無道不仁不慈……」から一端が窺える。<sup>注32</sup>

『龍魚河図』は、蚩尤の食の嗜好だけでなく、蚩尤の兄弟の数や金属から成る容貌、兵・杖・刀・戟・弩といった武器を作成したことを記す。その一面は『太平御覽』巻二七〇に採録された『世本』<sup>注33</sup>逸文や、『管子』巻二十三、地数第七十七の記述にも示されている。<sup>注34</sup>

：修<sup>レ</sup>教十年、而葛盧之山、発而出<sup>レ</sup>水、金従<sup>レ</sup>之。蚩尤受而制<sup>レ</sup>之、以爲<sup>二</sup>劍鎧矛戟<sup>一</sup>。是歲、相兼者、諸侯九。雍狐之山、発而出<sup>レ</sup>水、金従<sup>レ</sup>之。蚩尤受而制<sup>レ</sup>之、以爲<sup>二</sup>雍狐之戟・芮戈<sup>一</sup>。……（『管子』巻二十三 地数第七十七）

『管子』は蚩尤が葛盧の山や雍狐の山から流れ出た金属を精錬し、劍・鎧・矛といった武器や鉄製品を製作したという事績を詳細に記しており、鉄精錬に長けた鍛冶者としての蚩尤像

が、古代中国において広く認知されていたことが分かる。また、『山海経』「大荒北経」における涿鹿の戦いの戦闘描写から、蚩尤の異なる性格が窺える。<sup>注35</sup>

蚩尤作<sup>二</sup>兵伐<sup>一</sup>黄帝。黄帝乃令<sup>二</sup>應龍攻<sup>一</sup>之冀州之野<sup>一</sup>（冀州、中土也。黄帝亦教<sup>二</sup>虎豹熊羆<sup>一</sup>、以与<sup>二</sup>炎帝<sup>一</sup>戰<sup>二</sup>於阪泉之野<sup>一</sup>而滅<sup>レ</sup>之。見<sup>二</sup>史記<sup>一</sup>）。應龍畜<sup>二</sup>水、蚩尤請<sup>二</sup>風伯雨師<sup>一</sup>、縱<sup>二</sup>大風雨<sup>一</sup>。黄帝乃下<sup>二</sup>天女日<sup>一</sup>魃。雨止、遂殺<sup>二</sup>蚩尤<sup>一</sup>。……

決戦の場において、蚩尤が風を司る（風伯）と雨を司る（雨師）を操り、黄帝を苦しめたことが記される。以上に鑑みると、蚩尤が武器の製作に携わる異形存在であり、風雨・雲霧といった自然現象を操作できる能力（能力を持つ者を使役し操ることのできる資質）を有していたことが理解できる。風雨の支配は古代において天帝や君主に求められる力であった。<sup>注36</sup>

貝塚茂樹は、殷代祈年祭の儀礼の詳細を記した甲骨の卜辞から、殷王の風の支配者としての性格や、ゴビ砂漠を通過し華北方面に塵の災害をもたらす西北風を鎮めるため、殷王朝が女巫をもって西北風を鎮める防風の祭儀を行なったことが確認できると主張する。また、古代中国の思想書『淮南子』の記述より西風・西北風の特徴が窺えることに關して、風伯の本拠が西方・西北方にある為だと述べ、その風伯が風神たることを示す象徴物は（轡）であったと推定している。<sup>注37</sup>

…まゝに引いた正月の四方四風に祈年するトいの文には、西方の風をそよ、また西方をあざななどと書いている。他の卜辞には、あざな風とある。この字の偏の章はなめした革の材料をさし、旁は人夫が足でなめし皮で作ったふいごを踏んで、風をおこしているさまを表わしたのであろう。なめし皮製のふいごが西風、または西方の風神の名として用いられていることは、西方の風神すなわち巫女がふいごをもって西方の風を調節していたからであらう。(中略)  
…風を支配してきた蚩尤は、またふいご技術によつて青銅兵器の製造を行なった部族の代表者であり、この技術の発明者でもあり、古代においては神秘的なふいごの用法、青銅器製造の秘密を知っている巫師の祖先と仰がれる人物であった。特に彼は、山東地方の斉国では天主、地主につき八神の一として兵主と呼ばれて、尊崇されていた。…

卜辞に記された西風及び西方の風神の名は(人夫が鞴を踏み、風を起こす様を表す)文字に由来し、風伯である巫女が鞴を持物・象徴物として風の調節に努めたことを示す。蚩尤は青銅器製造に携わる部族の象徴神、鑄造にまつわる巫師の祖先神としても崇められたという。西北風が恐怖の対象とされること、西方風を司る風神の名前が鞴に由来することは、西風・西北風の特異性と無関係ではないだろう。鞴が風伯の象徴であるのは、強風が生産活動を助けるために利用されたことを示唆している。

貝塚は殷の祭祀に着想を得ているが、殷と斉は殆ど変わらない地理にある。故に、殷王朝において風、特に西風・西北風を操作した風伯(巫師・巫女)の性格は、風伯の資質を有し、巫師の祖と仰がれる蚩尤に転化され、西・西北風を操る資質を持った兵主神として斉国で奉斎されたと推測される。穴師が西北風だとされるのは、風伯や蚩尤の性質が原点にあるためではないか。

ここで想起されるのは、『和漢三才図会』の『八雲鈔』に云ふ、穴師は戌亥なり、戌亥は風神の坐す所なり。」という記述である。『八雲御抄』には「あなし。いぬあ也。」とのみ記されていることから、西北方に風神が居るといふ解釈は寺島良安の考察だと推定できる。良安がこのように解釈したのは、古代中国において西北風が重要視されたことを漢籍から知り得ていたからではないか。良安の解釈は貝塚の主張の傍証となりうるものである。いづれにせよ蚩尤注39という存在は、西北風説と採掘師説の結節点として考慮する必要があると思われる。

#### 四、穴師神社の祭神と大穴磯部をめぐる問題

兵主神を穴師神社の祭神として重視した代表的な研究者は、内藤湖南である。内藤は、纏向穴師付近にある弓月嶽は始皇帝の末裔である融通王が名のつた弓月王(君)という名称に由来し、穴師・弓月嶽に兵主神社が鎮座するのは、渡来した漢人が信奉していた兵主神を祀つたためだと主張した。穴師神につい

て言及しておらず、穴師のアナをシナの転訛だと説いていることから、内藤が兵主神を本来の祭神と考えていたことが窺える。

しかし、現在に至るまで有力視されているのは、兵主神を後世の呼称もしくは合祀された神と見做した上で、穴師神社に元来日本起源の神が祀られていたと解する説である。祭神の候補として、大國主神<sup>注41</sup>、素戔嗚尊<sup>注42</sup>等が挙げられるほか、『元要記』は天富貴命と建御名方命<sup>注43</sup>が、『大倭神社註進狀並率川神社記』付裏書は、穴師坐兵主神神社には御食津神、穴師大兵主神神社には天鈿女命が祀られていたと記している<sup>注44</sup>。

井上薫は、崇神紀六年・七年条と垂仁紀二十五年条の一書が対応関係にあることから、穴師神社に祀られたのは大倭直の祖〈長尾市宿禰〉が奉斎した「大國魂神」であり、後に大和坐大國魂神社に遷座した経緯があると主張した。「玄蕃寮式」に記載された新羅の使節にふるまう醸酒料稲を出す十二社に泉穴師神社と纏向の穴師神社が含まれているのは、護國神である大國魂神と武神兵主神の神威をもって新羅の脅威を防ぐ効果を期待したためだと述べた上で、大同一年の「新抄格勅符抄」神封部に穴師神の名が見える一方、『日本三代実録』以降の文献から穴師兵主神や兵主神社の名が散見されることを考慮し、両神が結びついた時期を弘仁（八一〇・八二三）から天安（八五七・八五八）の間と推定している<sup>注45</sup>。

また、廣瀬明正も井上の意見に同意を示し、穴師神社から兵主神社への改名を主張した。しかし、大和国における穴師神社の改名時期に関しては、『播磨国風土記』安師里条に「倭穴无

神」の名が見えることを考慮し、靈龜元年（七一五）から貞觀元年（八五九）間に比定している<sup>注46</sup>。

両氏が指摘する通り、兵主神の名前が上代文献に見えないのは、穴師神社に後から兵主神が合祀されたためだと考えられる。兵主という言葉は渡来した集団が持ち込んだ可能性が高いのではないかと。朝廷を中心に中国文化を積極的に受容した背景に鑑みても、兵主は日本で造られた語ではなく、齊国で信奉された蚩尤を指す外来語と考えるべきである。日本の神であった穴師神が兵主神（蚩尤）と結びつくことで、兵主神社と称されるようになった可能性は高い。

穴師神社の祭神に関しては諸説あるが、蚩尤と同一視されたことに鑑みると、同じ機能・性格を有する神だと推定される。先に挙げた祭神では「天富貴命」が、その他研究者が提唱する祭神では「天日矛神」の性質が蚩尤の性格に合致すると思われる。

天富貴命は『元要記』が推定する神であるが、この書は天富貴命を蟻通神と混同している点に疑問がある。この神の名は『新撰姓氏録』和泉国神別にも見え、当条の記述から泉穴師神社の神主が天富貴命の後裔を称したことが知られる<sup>注47</sup>。土橋寛は、天富貴命を「アメノフキノミコト」と読み、神代紀第八段一書第四に見える素戔嗚尊の五世孫「天之葦根神」と同神であると考察した。天之葦根神は、素戔嗚尊が退治した簸川の大蛇の尾の中にあつた神劍（草薙劍）を、天上に献上する役目を負った神であるが、靈劍説話である一書第四は、出雲が砂鉄を



産出する製鉄・鍛刀が盛んな地であったことが反映されていると説く。更に、「天富貴命」の「フキ」は、鉱石の溶解・鑄金を意味する語であることから、天富貴命並びに兵主神が武器の製作に関わる神だと主張した。<sup>注48</sup>

なお、天富貴命と似た名前を持つ神に『古語拾遺』に登場する「天富命」がいる。忌部氏の祖太玉命の孫として『古語拾遺』において活躍する神であるが、記紀には一切登場せず、忌部氏が祖を顕彰するために創作した神と推測される。大和国穴師神社と忌部氏の関係性は指摘されており、同神を祀る泉穴師神社も忌部氏と同族関係にある者が奉仕したとするならば、天富貴命は天富命に接尾辞「貴」を付された神であり、忌部氏の祖先神として祀られたとも考えられる。

祭神を天日矛とする説は、『大倭神社註進状並率川神社記』付裏書や『大神分身類社鈔並附尾』等が記す穴師神社の御神体を矛とする伝承に基づいている。<sup>注50</sup> 黛弘道は、垂仁紀三年条に記載された天日矛の巡歴国に兵主神社・穴師神社が分布しており、当条に見える地名と両神社の深い関係が窺える点や、天日矛と大三輪君、倭直の三者が神名や地名を媒介として結び付いていると推定できることに鑑みて、穴師神社・兵主神社は天日矛を奉斎した可能性が高いと指摘した。奉斎したのは山東から辰韓を経由して渡来した中国系の遺民であり、天日矛は辰韓の鉄で造った矛を擬人化したものだと説く。<sup>注51</sup> 日本の神・外来の神双方に通じ、鉄にまつわる性質を持つことから、蚩尤とは最も親和性があると言えるだろう。

どの説も一定の信憑性があり推定は難しいが、御神体を矛と記す文献が散見されることや、祭神の性質、渡来人との関係性を考慮すると、天日矛を本来の祭神とみなすのが妥当だと思われる。大國魂神を祭神とする説も有力であるが、神代紀一書に八千矛神の異名を持つ大國主神の亦の名として〈大國魂神〉が挙げられていること等に鑑みると、大國魂神と矛が無関係とは言い難い。また『大和國城上穴師上下宮大明神縁起』の記述から、大國主神の人格の中でも特に〈八千矛神〉としての人格が兵主神と強く結びついていることが窺える。いづれにせよ、穴師で奉斎された神に重なる形で、中国文化の享受と浸透によって類似した性質を持つ兵主神（蚩尤）が祀られた可能性は高い。

続いて、同じく穴師の名を冠する「大穴磯部」に関して検証する。大穴磯部が登場するのは垂仁紀三十九年十月条の一書である。<sup>注53</sup>

一に云はく、五十瓊敷皇子、茅渟の菟砥河上に居しまして、鍛名は河上を喚し、大刀一千口を作らしめたまふ。是の時に、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊檀部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、并せて十箇の品部を五十瓊敷皇子に賜ふ。其の一千口の大刀は、忍坂邑に蔵め、然して後に、忍坂より移して石上神宮に蔵む。…

五十瓊敷皇子が茅渟の菟砥河上において鍛冶師河上に大刀一千口を作らせた際、皇子に贈呈された十箇の品部の一つとして

記される。大刀は後に石上神宮に納められたという。

ここに登場する部民は職業部である。日置部や泊檀部のように一見では職掌を推測できない部もあるが、律令政權下で所属した司や管掌氏族の職掌から、神宝製作や祭祀にまつわる集団だと推定されている。大穴磯部の実態は未詳であったが、置田雅昭が布留遺跡の調査報告に鑑みて、垂仁紀一書に記載のある品部にまつわる遺物が当地から出土していることを指摘し、大穴磯部の概観を明瞭にした。<sup>注54</sup>

松倉文比古は、前述の香取・大宮守の解釈をふまえた上で、十箇の品部の中に神宝製作に欠かせない金属素材にまつわる部が存在しないとは考え難いため、「神宝としての楯・弓矢等の材料を提供する金属に関する部と解すべき」だと指摘した。十箇の品部は神宝製作や管理を通じて石上神宮の祭祀に関わった集団であり、石上神宮において「執政氏族としての物部連氏、在地氏族としての物部首氏が「十箇の品部」等を率い、その管治に当たった」と主張している。<sup>注55</sup> 調査の結果、布留遺跡から大量の鉄滓が発見されていることも、上記の指摘を傍証する。

志賀剛は大穴磯部が金属精錬に関わる部だと述べながら、穴師を採掘師とする意見には否定的であった。だが先の樋口清之の指摘に鑑みても、古代においては分業化が徹底されておらず、素材の採取者と加工者は一体であった可能性は高い。大穴磯部が採掘と金属精錬に携わる品部ならば、大和国の穴師の地にも同業の品部が存在したはずであるが、奈良県桜井市の穴師村近辺には「カナホリバ」の地名が残っており、当地において

採掘が行われたことを示唆している。

穴師坐兵主神社は元來山中にあったというが、<sup>注57</sup> 採掘や踏鞴吹きは山で行うことから、穴師集団が奉斎した地所として相応しい。強風は鞴を扱う者の労力を軽減させ、恩恵をもたらすものでもある。鍛冶を兼ねる採掘集団が穴師神を奉斎していたのであれば、風を操る資質を有し、武器の精錬製造を司る蚩尤が後に奉斎されたのも必然であったといえる。

## 五、穴師神・兵主神の変質

以上の検証をもつて、筆者は穴師の原義を「採掘師」と推定する。その上で確認しなければならないのは、穴師神と兵主神の武器製作・金属精錬にまつわる性質が忘却された理由である。後世の穴師の地で兵主神の風雨を操る性質が期待されたのは、兵主神社で風鎮祭が行われることから想定されるが、<sup>注58</sup> 祭の意義や古典籍に鑑みても、上記の二神の性格を察することはできない。二神が変質するに至るには、如何なる経緯があったのだろうか。

筆者はその転換期を天武期と考えているが、天武天皇自身は蚩尤（兵主神）の両義性を熟知していた可能性が高い。壬申の乱の際に大海人皇子が赤旗を用いたことは、『古事記』序文における描写「旗を絳くし兵を耀かして」<sup>わか</sup>によって知られるが、その理由は井上通泰によって、天武を漢の高祖に擬するためであると看破されている。<sup>注59</sup> 天武の高祖意識と赤色讚美は朝廷人に

周知されており、その思想は持統朝まで引き継がれたという。<sup>注60</sup>

高祖は前漢の初代皇帝であるが、地元の沛で挙兵する際に黄帝・蚩尤を祀り戦勝を祈願したことが、『史記』巻八、高祖本紀に見えている。<sup>注61</sup>

：乃立季為沛公。祠黄帝、祭蚩尤於沛庭、而夔鼓。旗幟皆赤。由是殺蛇白帝子、殺者赤帝子、故上赤。：

黄帝・蚩尤を祀ることのほか、決起の際に赤い旗幟を用いたことや高祖が赤色を尊ぶ理由も記されており、天武の赤色嗜好の源流が高祖にあることが確認できる。

前川明久は、「(高祖が反乱に際し) 黄帝・蚩尤を祠祭したのは、両神が軍神であったため戦勝を祈願したほか、沛産の鉄による武器を利用するため採鉱・鑄造業者の信仰する両神をまつたのであろう」と述べた上で、大海人皇子が高祖の故事に倣い、美濃国安八磨郡にある自身の湯沐邑(私有地)を乱の拠点としたと主張した。更に、高祖の沛の湯沐邑が鉄産地であることを漢書から読みとった皇子が、鉄鍛冶が盛んである自身の湯沐邑において鍛冶師に武器類を製作させ、その供給援助をもって戦に臨んだと指摘する。<sup>注62</sup> 湯沐邑を管理する(湯沐令)という職名は漢書に見えない上、天武紀元年条のみに見られる呼称であることから、大海人皇子が高祖の私有地を指す(湯沐邑)に做った私的な呼称だと推測されるという。<sup>注63</sup>

以上の点を考慮すると、天武は漢籍によって蚩尤の性質を知

り得ており、高祖と同様に採鉱・精錬・鍛冶が可能な私有地を軍の拠点としたことが認められる。また井上通泰は、柿本人麻呂の作である『万葉集』一九九番歌における「まつろはず：」以下の句は、天武紀元年七月辛亥条に記された戦の回想であり、『史記』項羽本紀の記述、「圍漢王三匝。於是、大風從西北而起、折木發屋、揚沙石、窈冥昏晦、逢迎楚軍。楚郡大乱壞散。而漢王乃得与数十騎遁去。」を字句単位で模倣していると指摘する。<sup>注64</sup>

『史記』項羽本紀や『万葉歌』一九九番歌に記された風は、敵対者を惑わし、周囲物を破壊するほど強烈な暴風・神風であり、戦時下では風神の荒々しい靈験が期待されたことが窺える。しかし皇子が即位すると、五穀豊穣を祈願する存在として風神を祀るようになる。その事績は天武紀四年四月癸未条「小紫美濃王・小錦下佐伯連広足を遣して、風神を竜田の立野に祀らしむ。」から窺えるが、風神竜田神と水神大忌神が同時期に奉斎されたのを契機として、竜田風神・広瀬大忌神の両神に対する豊作・風雨巡行祈願が徐々に慣例化していく。

鳥谷知子は『龍田風神祭祀詞』を引いた上で、「風神の祭祀が農業国家の繁栄の為に必須であり、動乱の天武期における風神の恩恵を希う思いが、風の信仰と兵主神が結びつく要因であったと指摘している。<sup>注65</sup> 風雨の掌握は古代殷王朝より天子の資質として認識されており、涿鹿の戦いや高祖の記事をみても、皇帝やそれに準じる者は風雨を操り、風伯の恩恵を授かる存在として描かれている。天武がその点を熟知していたのは明

らかであり、天武の政策が兵主神・穴師神の性質を変化させる契機となった可能性は高い。

以上を考慮すると、高祖が奉祀した蛭尤の存在は朝廷人の間で広く知られていたと推測される。それ故、採掘師の奉斎する穴師神に重なる形で、武器の創始者たる性質を有する兵主神を祀ることを決めたのだろう。だが、強風に加護が必要なのは武器製造や敵の攪乱が必要な戦時中のみであり、安定期には五穀豊穡のための良風が求められる。農耕の為の風神・雨神祈願が主流となったことを契機に、蛭尤を含む風神・風伯は強風を和らげる防風神として扱われるようになり、韃を吹く幫助をするという性質は相対的に風化したと考えられる。

先述の通り、大三輪町の兵主神社では八月八日に風鎮祭が行われる。台風の時節になると、大三輪町や穴師山の麓付近一帯で風日待・風祈禱が催されるが、笹谷良造はその理由を「穴師の山人の祀った兵主神によるものと思う」と推定しており、兵主神に期待された本来の靈験が忘却された一端が窺える。

最後に山人について触れる。諸氏が指摘するように、穴師の山人は朝廷の関与する平野祭や園韓神祭に参入した山人と同様の性格を有する。<sup>注67</sup>山人は神楽に用いる薪や賢木を持参し、神楽りの場で舞人として奉仕することもあったが、平安時代前期頃には既に交流が絶えており、左右衛士が山人の役を代行したとい<sup>注68</sup>う。

和歌においては山人と山人を同一視する事例が散見されるが、『金葉和歌集』十二番歌は、真金を吹く山人の存在を仄め

かしている。<sup>注69</sup>

鶯のなくにつけてや 真金吹く 吉備の山人

はるをしるらむ (巻第一 春部 十二 修理大夫顕季)

「真金吹く」は韃を吹き鉄を精錬する意を表す枕詞だが、歌意を考慮すると、当歌の山人は鉄精錬に携わる者だと推定される。上記の例を参照すると、『古今和歌集』や『神楽歌』における「穴師の山の山人」を採掘師・鍛冶師と見ることも可能である。宮本常一<sup>注70</sup>が「たたら師のいるところには必ず炭焼がいた」と指摘するように、山人や炭焼師が山人の候補として想定される他、採掘師自身が山人として穴師の神を奉斎することも十分に考えられる。

古記録からも窺えるように、山人はいつしか朝廷人や里人と交流を断ち、独自の生活を送るようになる。後世において、鍛冶師やたたら師は「山人者」「場所者」と呼ばれ、里人からは異端視されることもあった。<sup>注71</sup>穴師神社が式内社として朝廷から尊崇を受けるようになり、五穀豊穡をもたらす神として再定義されたことも、穴師の山人が消息を絶った一因ではないか。

以上の要因が重なったことで、穴師の原義や穴師神・兵主神が有した工人の守護者としての性格は次第に風化し、強風を鎮める風神としての性格だけが伝承されたと推定される。その際、殷や斉において恐怖の対象であった西北風を防御する、という風伯の役割が強調され、「西北風」という要素と穴師神・

兵主神の性質が結びついた結果、〈穴師は西北風である〉という風評が生まれた。この概念は院政期の歌人に共有されたことによつて各地に伝播し、後世に至り強烈な西北風を穴師と呼称するようになったと考えられる。

### おわりに

以上、穴師をめぐる問題を精査し、原義の検討を試みた。語源解釈が複雑化した理由は前述の通りだが、強風説と採掘師説の親和性が非常に高く、どちらの説にも信憑性があつたことが原因だと推察される。

古代中国における穴師は、元来穴を掘る知識に長けた者を指す言葉であり、穴師の名を冠する大穴磯部に関しても、他の品部の性格と神宝にまつわる職掌に鑑みると、金属採掘・金属精錬に携わる品部だと考えるのが妥当である。また、武器の製作者・風雨の支配者としての二面性を持つ兵主神（蚩尤）が穴師神社に祀られたのは、両方の守護を必要とする者達が穴師の地に存在したからではないだろうか。山人である穴師と朝廷の間に距離が生じたことや、穴師神社の祭神に求められる靈験の変化が、穴師の意義の曖昧化を助長したといえる。

本説が妥当であれば、大穴磯部の穴が「鉄穴・採掘穴」を示す傍証になる。先に大穴磯部と類する名をもつ「穴穂部」に触れたが、穴穂部も職掌が明瞭化されていない部である。穴穂部の穴が大穴磯部と同じ「採掘穴」を指すと仮定すると、穴穂部

もまた採掘に関わる職掌を担った可能性が指摘できる。また、穴穂部は穴太部とも称されるように、現代に続く穴太衆との関係も想起される。穴字を冠する部民の詳細に関しては、稿を改めて検討する予定である。<sup>注2)</sup>

### 注

※古典籍引用に関して、『万葉集』『古今和歌集』『日本書紀』『神楽歌』『風土記』は「新編日本古典文学全集」、『後拾遺和歌集』『金葉和歌集』は「新日本古典文学大系」「延喜式」「延喜式神名帳注釈」「大和国」は「神道大系」、『日本三代実録』は「新訂増補国史大系」、『続日本紀』はその普及版によつた。

※漢文引用に関して、『史記』『管子』『墨子』は「新釈漢文大系」、『山海経』は「全釈漢文大系」によつた。

1 小島憲之 木下正俊 東野治之校注・訳『万葉集②』（小学館、一九九五年）。小沢正夫 松田成穂校注・訳『古今和歌集』（小学館、一九九四年）。

2 西宮一民「允恭記「軽太子捕はれる」条の注文の新釈——軽箭と穴穂箭——」（『皇学館大学紀要』第18輯、一九八〇年一月）。並びに、亀井輝一郎「石上神宮と忍坂大中姫」（横田健一編『日本書紀研究 第十三冊』塙書房、一九八五年三月）。

3 拙稿「古事記」「軽太子物語」における注文の寓意性

- 金属表記が示す意味——」（『学習院大学人文科学論集』第32集、学習院大学大学院人文科学研究科、二〇二三年十月）。
- 4 虎尾俊哉校注『延喜式（上）』（神道大系編纂会、一九九一年）、並びに、奈良県教育会『改訂大和志料中巻』（養徳社、一九四四年）。
- 5 植垣節也校注・訳『風土記』（小学館、一九九七年）、四三頁。
- 6 古書においては両社共に「穴師神社」と称されることが殆どである他、本稿の目的は穴師の原義解明であり、神社の区別を必要としないため。
- 7 久保田淳・平田喜信校注『後拾遺和歌集』（岩波書店、一九九四年）。
- 8 佐佐木信綱編著『日本歌学大系 第一巻』（文明社、一九四〇年）所収『俊頼髓脳』、二〇四頁。
- 9 青木堅豪・家永香織・久保田淳・辻勝美・吉野朋美「和歌文学大系15」『堀河院百首和歌』（明治書院、二〇〇二年）。
- 10 関根慶子『散木奇歌集 集注篇 上巻』（風間書房、一九九二年）。第五、七六〇番歌。
- 11 例に「穴師吹く弓月が峰に雲消えて檜原がうれに月わたる見ゆ（『万代和歌集』九七三）」が挙げられる（安田徳子『和歌文学大系13』、『万代和歌集（上）』明治書院、一九九八年）。
- 12 谷川健一代表編集「日本庶民生活史料集成」第28巻『和漢三才図会（一）』（三二書房、一九八〇年）巻三天象部、及び同上第29巻『和漢三才図会（二）』（三二書房、一九八〇年）巻七十六「穴師大明神」項。
- 13 列聖全集編集会編『御撰集』第二巻（列聖全集編集会、一九一五年）、所収『八雲御抄』巻第三上、枝葉部より。
- 14 白田甚五郎・新聞進一・外村南都子・徳江元正校注・訳『神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』（小学館、二〇〇〇年）。
- 15 柳田國男『風位考』（『定本 柳田國男全集 第二十巻（新装版）』筑摩書房、一九七〇年）、二五三・二五五頁。初出は一九四二年。
- 16 本稿に挙げた論考の他に、尾崎暢映「穴師と三輪」（『國學院雜誌』一〇二巻七号、二〇〇一年七月）等がある。
- 17 志賀剛「穴師と日置」（『神道史研究』7巻5号、神道史学会、一九五九年七月）、一三・一五頁。
- 18 鳥谷知子「穴師の神——風神の信仰——」（『学苑』七三八号、昭和女子大学近代文化研究所、二〇〇二年一月）。
- 19 香取秀眞「金文に現れたる鑄師の本貫」（『考古学雑誌』27巻1号、吉川弘文館、一九三七年一月）。三頁。
- 20 大宮守誠「穴師及び兵主社に就いて」（『歴史地理』73巻7号、日本歴史地理学会、一九三九年六月）。五〇・五二頁。
- 21 黒板勝美編『續日本紀 前篇』（吉川弘文館、一九六八年）、『續日本紀 後篇』（吉川弘文館、一九六八年）より引用。

- 22 黒板勝美編『日本三代実録』（国史大系刊行会、一九三四年）。
- 23 黛弘道「延喜神名式雜考——兵主神社について——」（『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年）、六六六頁。初出は一九六五年。
- 24 白川静『字通』〔普及版』（平凡社、二〇一四年）、五三三頁。諸橋轍次『大漢和辞典 卷八』（修訂版）（大修館書店、一九八五年）、「穴師」項、「穴人」項。
- 25 山田琢『墨子（下）』（明治書院、一九八七年）、六八五・六八六頁。諸橋は「穴師選卒」部の「卒」を「本」としているが、山田の校正・注釈に則り、「卒」と改めて掲載している。
- 26 注25に同じ。七三〇頁ほか。
- 27 樋口清之『日本古代産業史』（四海書房、一九四三年）、二四二・二四三頁。
- 28 内藤湖南「近畿地方における神社」（『日本文化史研究（上）』（講談社、一九七六年）、六一・六六頁。初出は一九一九年）。
- 29 山本博『古代の製鉄』（学生社、一九七五年）、一三〇頁。
- 30 吉田賢抗『史記四（八書）』（明治書院、一九九五年）、二三四・二三五頁。
- 31 袁珂著、鈴木博訳『中国の神話伝説（上）』（青土社、一九九三年）、二〇〇・二〇一頁。
- 32 『第一册 太平御覧』（中華書局、一九六〇年）、三二六八頁。
- 33 『第二册 太平御覧』（中華書局、一九六〇年）、一二六一頁。
- 34 遠藤哲夫『管子（下）』（明治書院、一九九二年）、二二五・一二二六頁。
- 35 前野直彬『山海経・列仙伝』（集英社、一九七五年）、五八四頁。
- 36 貝塚茂樹「風の神の発見」（『中国の神話—神々の誕生—』（筑摩書房、一九七一年）、八五・八六頁。旧版は一九六三年）。
- 37 注36の貝塚論考に同じ。八六・九二頁、一〇六・一〇七頁。
- 38 貝塚は、黄帝や蚩尤の性質に関して、フイゴの秘密を持つ神としての姿が本来のものであり、風を支配する風伯としての属性は後次的に加えられたと推定している（注36の貝塚著書所収、「鍛冶師と山の神」、一二〇・一二一頁）。
- 39 各書籍は注12、注13に同じ。引用は『和漢三才図会（二）』、四六三頁。『八雲鈔』は『八雲御抄』に同じ。
- 40 注28の内藤論考に同じ。
- 41 注4の『改訂 大和志料』所収の社伝より。四三三頁。
- 42 岩本徳一校注『延喜式神名帳注釈』（神道大系編纂会、一九八六年）、八〇頁。
- 43 国書データベース所収、大和文華館所蔵『元要記』（マイクロフィルム）、831コマ目より。DOIは以下の通り。

- 44 坂元正典 佐伯秀夫校注『大和国』（神道大系編纂会、一九八七年）、一二五頁。
- 45 井上薫「穴師神社の一考察」（檀原考古学研究所編『近畿古文化論攷』（吉川弘文館、一九六三年二月）、四六九・四七五頁。なお、崇神紀と垂仁紀一書の対応関係については、早く飯田武郷の指摘がある（『日本書紀通釈』）。
- 46 廣瀬明正「穴師神社」考（『皇學館論叢』4巻6号、一九七一年十二月）、五三・五五頁。改名説に関しては、井上論考の他、注17に挙げた志賀論考も参考にしている。
- 47 佐伯有清「校訂新撰姓氏録」（『新撰姓氏録の研究 本文篇』オンデマンド版、吉川弘文館、二〇〇七年）、二七七頁。「和泉国神別」「穴師神主」条に「天富貴命五世孫古佐麻智豆命之後也」と見える。
- 48 土橋寛「正月行事と山人の儀礼」（『古代歌謡と儀礼の研究』岩波書店、一九六五年）、一一六・一二七頁。
- 49 忌部氏と大和国穴師神社の関係性を説く、『大倭神社註進状並率川神社記』付裏書の「齋部氏家牒」は西田長男や白井伊佐牟によって偽作だと指摘されている。だが、向村九音が穴師神社に齋部氏にまつわる古伝が存在した事実は認められるとして忌部氏と穴師の所縁を示唆しているように、忌部の伝承が根付く基盤が穴師にあった可能性は高く、「齋部氏家牒」に「右者穴師神主藏卷也」「穴師神主齋部氏」とあるのも誤りと断じることができない。
- 50 文化学会、二〇二〇年三月）。
- 51 大神神社々務所編『三輪叢書』（大神神社々務所、一九二八年）所収『大神分身類社鈔並附尾』より。
- 52 注23の黛論考に同じ。六六三・六六六頁。
- 53 注44の書籍所収、『大和国城上郡總向乃穴師上下宮大明神縁起』。また、千田稔の論考「オオクニヌシからアメノヒボコへ」（国際日本文化研究センター編『日本研究』第18集、角川書店、一九九八年九月）も参考になる。
- 54 小島憲之 直木孝次郎 西宮一民 藏中進 毛利正守校注・訳『日本書紀①』（小学館、一九九四年）、三三九・三三〇頁。
- 55 置田雅昭「禁足地の成立」（和田萃編『大神と石上』筑摩書房、一九八八年）、一〇三頁。
- 56 松倉文比古『日本書紀』の天皇像と神祇伝承（雄山閣、二〇〇九年）、二七一・二七五頁。
- 57 『日本歴史地名大系第30巻』『奈良県の地名』（平凡社、一九八一年）、「穴師村」項。



- 57 注4の『改訂 大和志料』より、四三二頁。
- 58 笹谷良造「民俗行事」(『大三輪町史』復刻版、臨川書店、一九八八年)、九三一・九三三頁。初版は一九五九年。
- 59 井上通泰「天武天皇紀闡幽」(『萬葉集雜攷』明治書院、一九三二年)、初出は一九二九年。
- 60 直木孝次郎「持統天皇と呂太后」(三品彰英編『日本書紀研究 第一冊』塙書房、一九六四年九月)、二二〇・二二一頁。
- 61 吉田賢抗「史記二(本紀下)」(明治書院、一九七三年)、五一五頁。
- 62 前川明久「壬申の乱と湯沐邑」(『日本歴史』第三三〇号、吉川弘文館、一九六七年七月)、二二・二五頁。括弧内は筆者注。吉田賢抗も、蚩尤の武器始作者としての靈験が高祖に求められたと解している(注61に同じ、五一六頁)。
- 63 注62の前川論考に同じ。二一・二二頁。
- 64 注59の井上著書に同じ、「柿本人麻呂と漢文學 第二、四九・五二頁。
- 65 注18の鳥谷論考に同じ。六一・六三頁。
- 66 注58の書籍に同じ。九三一・九三四頁。
- 67 柳田國男「山人考」(『定本 柳田國男集第四卷(新装版)』筑摩書房、一九六八年、初出は一九一七年。)一七五・一七六頁。西角井正慶「採物歌」(『神楽歌研究』畝傍書房、一九四一年)、一一九・一二二頁、倉林正次「大嘗
- 祭の芸能——清暑堂御神楽考——」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第6輯、一九六〇年三月)、一二九頁、一三四・一三八頁。
- 68 注67の西角井論考、一二二頁。倉林論考、前掲頁。園韓神祭や平野祭の詳細は『江家次第』『貞観儀式』等に詳しい。
- 69 川村晃生 柏木由夫 工藤重矩校注『金葉和歌集・詞花和歌集』(岩波書店、一九八九年)。当書はこの歌の山人に關して「真金吹く人か」と注記している。
- 70 宮本常一「杓子・鉄柄」(『山に生きる人びと 双書・日本民衆史2』未來社、一九六八年)、一〇八頁。初版は一九六四年。
- 71 注70の宮本著書に同じ。「中国山中の鉄山労働者」、一三四・一三五頁。
- 72 結語で触れた「穴穂部」に關しては、『國學院大學研究開發推進機構 日本文化研究所年報』16号(二〇二三年九月)に掲載の拙稿「穴穂部・穴太郎考——〈穴〉字を冠する部民の検討——」にて検討を加えた。都合により発表日時が前後しているが、穴師を採掘師と推定した本稿の説を補完する内容となっている。

【付記】 本研究はJSPS 科研費「P23KJ1869」の助成を受けたものである。

長見菜子「穴師の原義に関する一考察」

(『学習院大学国語国文学会誌』67号、学習院大学国語国文学会、2024年3月)。

### 正誤表

本論にて下記の誤りがございました。訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

・25頁上段11行目

【誤】 『管子』

【正】 『墨子』

・30頁上段9行目

【誤】 大宮守

【正】 大宮